

# 家庭状況変更届

(1号・2号・3号認定用)

※出産に伴い世帯状況が変更する場合は、妊娠・出産届をご提出ください。家庭状況変更届の提出は不要です。

次のとおり家庭状況が変更しますので、届出いたします。また、裏面の同意事項について同意します。

入所児童氏名	生年月日	入所中の教育・保育施設	障害者手帳等 ※3
	H・R . . .		有・無
	H・R . . .		有・無
	H・R . . .		有・無

変更事由 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚※1 <input type="checkbox"/> 世帯状況変更 <input type="checkbox"/> その他 (         )		
変更内容	(変更前)		(変更後)
	(TEL . . . )		(TEL . . . )
変更日	平成・令和 年 月 日		

住所変更・結婚・離婚等により世帯状況が変更になる場合は、以下に変更後の世帯員を全員記入してください。  
世帯状況変更には、障害者手帳等(※4)の交付状況が変わった場合も含まれます。

(生計が同一※2の場合別居でも記入)	(フリガナ)			続柄	居住 ※3	障害者 手帳等 ※4	(フリガナ)			続柄	居住 ※3	障害者 手帳等 ※4
	氏名						氏名					
	生	年	月				日	性	別			
(生計が同一※2の場合別居でも記入)	( )			父	同居・別居	有・無	( )			母	同居・別居	有・無
	T・S・H . . .	男					T・S・H . . .	女				
	( )			同居・別居	有・無	有・無	( )			同居・別居	有・無	
	T・S・H・R . . .	男・女					T・S・H・R . . .	男・女				
	( )			同居・別居	有・無	有・無	( )			同居・別居	有・無	
	T・S・H・R . . .	男・女					T・S・H・R . . .	男・女				
( )			同居・別居	有・無	有・無	( )			同居・別居	有・無		
T・S・H・R . . .	男・女					T・S・H・R . . .	男・女					

- ※1 離婚の場合、次のうちいずれかの書類の写しを提出してください。  
 ①母子家庭等医療費受給者証 ②戸籍謄本 ③離婚届受理証明書  
 ④調停成立がわかる書類(調停中の場合は裁判所からの調停申立受理証明書や調停期日通知書等、調停中とわかる書類)。
- ※2 生計が同一とは、別々に住んでいるが生活費を仕送りしている場合等のことを言います。また、別居の子どもがいる場合はそれを証明する書類の提出を要求する場合があります。
- ※3 該当する方を○で囲んでください。記載がない場合は同居とみなします。
- ※4 該当する方を○で囲んでください。記載がない場合は該当無しとみなします。  
 障害者手帳等が“有”になるのは、以下のいずれかに該当する場合のことを言います。(注)  
 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持  
該当する場合、手帳の写しを提出してください。  
 ・特別児童扶養手当の支給対象児童  
該当する場合、特別児童扶養手当証書の写しを提出してください。  
 ・国民年金の障害基礎年金の受給者  
該当する場合、年金証書の写しを提出してください。  
 (注) 以前証明書を提出されている方で、交付状況に変更がない場合は再提出不要です。

令和 年 月 日

(宛先) 宝塚市長

保護者 住所 宝塚市

氏名

確認印	保育事業課			教育・保育施設		
	課長	係長	係	所(園)長	係長	係

(裏面あり)

## 【同意事項】

1. 適正な教育・保育の実施や保育料の算定等のため、市の担当者が、市の保有する児童及び世帯員の住民票、個人番号、税務資料、生活保護受給状況資料、児童扶養手当及び児童手当資料の閲覧及び取得を行うこと。
2. 集団生活の適否の確認及び教育・保育の参考のため、市の担当者が、医療機関、療育機関並びに乳幼児健康診査、健康相談及び家庭訪問等に関する関係機関等が保有する情報の閲覧を行うこと。また、主治医、療育機関及び健康センター等との情報共有を行うこと。
3. 決定された保育料の額について、市が特定教育・保育施設等に対して提示すること。
4. 保育の必要性の事由に該当しなくなった場合、2か月以上登所しなかった場合（里帰り出産の場合は4か月以上登所しなかった場合）、通常保育に支障をきたす行為があった場合、その他保育の実施継続に支障をきたす事由が生じた場合は、保育の実施を解除する場合があること。（2号・3号認定こどもに限る）
5. 保育料を滞納した場合、児童福祉法の規定により、財産調査及び差押え（給与・預貯金等）などの滞納処分を受ける場合があること。
6. 入所申込の届け出内容が入所内定時の状況と異なる場合は、入所後であっても遡って内定を取り消し退所となる場合があること。